[事案 22-12] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成23年1月26日 裁定終了

<事案の概要>

変額個人年金加入の際に、募集人(銀行員)から契約関係費用等の説明がなかったとして契約無効および既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成21年4月下旬、定期預金の入れ替え目的で銀行窓口にて出向いた際、募集人の勧めで変額個人年金保険(一時払)の加入手続きをした。しかし、翌月上旬に保険証券が届き確認したところ、下記のとおり、説明が不十分で思っていた商品と相違していた。これは重要事項の説明義務違反であり、契約を取り消しあるいは無効にして、一時払保険料全額を返還してほしい。

- (1) 当初は、投資信託を勧められたが、投資信託系のものには入りたくないと断ったにもかかわらず、生命保険と投資信託の複合商品を、生命保険と言われて勧められた。
- (2) 募集人は、解約控除については説明したが、保険契約関係費と資産運用関係費につき詳しい数値説明がなかった。これらの費用がかかると知っていれば、申立契約が投資信託系の商品と気付き、申立契約に加入しなかった。
- (3) 募集人が、申立契約につきクーリング・オフが可能な商品であることを説明しなかったために、契約申込み後、スムーズな契約撤回ができなかった。
- (4) 契約締結前交付書面について、表紙に「お申し込みにあたって、生命保険募集人より、 以下の点について口頭でご説明いたします」と記載があるが、口頭での説明がなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、以下のとおり、資料に基づき説明を行っており、錯誤・詐欺・脅迫といった 契約の無効・取消事由および消費者契約法上の重要事項の不告知等の取消事由等はなく、 保険料の返還には応じることができない。

- (1) 募集人は、募集時に、保険契約関係費と資産運用関係費について、パンフレットを示しながら説明している。
- (2) 募集人は、募集時に、クーリング・オフの記載があるパンフレットを開いて申立人に 交付し、口頭によるクーリング・オフの説明を行っていないが、「クーリング・オフが できるから契約締結を申し込む」という動機は、通常は契約締結の意思表示の要素にな り得ないと考えられ、本対応は契約取消の要件には当たらないと考えられる。

<裁定の概要>

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、錯誤による無効(民法 95 条本文)を主張するものと解釈し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理した結果、下記理由により、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談 所規程第44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了し

- (1) 一件記録および申立人・募集人の事情聴取から認められた事実
 - ①申立人は、申立契約について、約3時間の説明を受け、その結果、申立人は申立契約が一時払保険料(元本)を国内外の株や債券等で運用し、その運用実績に応じて積立金額が変動し、解約返戻金額は運用実績により一時払保険料(元本)を下回ることがあること等、変額年金保険である申立契約について、リスクを含む内容を理解していた。
 - ②申立人は、募集人から、申立人が負担すべき費用のうち、解約時または積立金の一部 引き出し時に負担する費用については説明を受けたが、保険契約関係費及び資産運用 関係費については、具体的な数値の説明は受けなかった。(募集人が説明に用いた「ご 提案書」等には、上記の具体的な数値の記載があるが、申立人は、その記載に気付か なかった)
 - ③クーリング・オフについて、契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)及び契約申込書兼告知書の裏に記載があるが、募集人は、口頭で申立人に説明していない。
 - (2) 錯誤の成立について
 - ①保険契約関係費及び資産運用関係費の不告知による錯誤について 申立人は、運用方法やリスクについて理解しており、申立契約の内容の認識に間違い があったとは判断できず、錯誤は成立しない。
 - ②クーリング・オフについて口頭説明がなかったことによる錯誤について 事情聴取における申立人の発言内容から、クーリング・オフの告知があっても契約を 締結したものと思われるため、クーリング・オフの告知がなかったことは契約締結の 意思表示に影響を与えていないと考えられ、錯誤は成立しない。
 - (3) クーリング・オフの不告知について

クーリング・オフについては、クーリング・オフに関する書面の交付または申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日間に権利を行使できることが定められているのみで(保険業法309条第1項)、口頭での説明は、法的には義務付けられておらず、本件では、クーリング・オフについて記載した契約締結前交付書面が交付されており、口頭での説明がなかったからといって、契約の効力には影響はない。